



# 誰にでも分かる 医療費 控除

(平成26年3月現在のものです。)

## 矯正治療にかかった費用って、 申告すれば戻ってくるって本当？

患者さんからよくある質問なのですが、その手続きや方法、所得による還付金の相違について明確かつ簡潔に書いてある本がありませんでした。

そこで、今回、大塚矯正歯科クリニックの受付スタッフが明確かつ簡潔にどなた様にもお分かりいただける、練りに練った渾身の作品です。

それでは、どうぞ!!

控除金額は、自分の所得金額から控除され、自分や自分と生計を一緒にしている親族（配偶者や子ども）の医療費の合計が、入院給付金などの保険金を医療費から差し引いた金額が年間に10万円を超えていれば、医療費から10万円を差し引いた分の金額が控除されます。実際に払い戻される金額は、控除金額に税率を乗じた額になります。

また医療費の中には、通院にかかった交通費（公共の交通機関を利用した場合）も含むことができます。

（その場合は氏名、理由、日付、交通機関も明記してください。）

以下は矯正治療をした場合の、所得別に見た還付金の目安です。

※治療費の額は、消費税率8%の額です。

### 課税所得195万円未満の場合(所得税率5%)

#### [小児矯正の人の場合の還付金]

検査・診断料・・・43,200円

治療費・・・・・・・427,000円（一括の場合）

計470,200円（小児矯正にかかる総費用）

上記の値段を同年度（1/1～12/31まで）に支払った場合の医療費控除は  
470,200－（保険金などで補てんされる金額）－100,000＝370,200

※370,200円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率5%をかける

$370,200 \times 0.05 = 18,510$  ← 還付金

結局、医療費控除を利用すれば

451,690円で、矯正ができるということになります。

#### [本格矯正の人の場合の還付金]

検査・診断料・・・43,200円

治療費・・・・・・・832,400円（一括の場合）

計875,600円（本格矯正にかかる総費用）

上記の値段を同年度（1/1～12/31まで）に支払った場合の医療費控除は  
875,600－（保険金などで補てんされる金額）－100,000＝775,600

※775,600円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率5%をかける

$775,600 \times 0.05 = 38,780$  ← 還付金

結局、医療費控除を利用すれば

836,820円で、矯正ができるということになります。

### 課税所得195万円以上330万円未満の場合(所得税率10%)

#### [小児矯正の人の場合の還付金]

検査・診断料・・・43,200円

治療費・・・・・・・427,000円（一括の場合）

計470,200円（小児矯正にかかる総費用）

上記の値段を同年度（1/1～12/31まで）に支払った場合の医療費控除は  
470,200－（保険金などで補てんされる金額）－100,000＝370,200

※370,200円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率10%をかける

$370,200 \times 0.1 = 37,020$  ← 還付金

結局、医療費控除を利用すれば

433,180円で、矯正ができるということになります。

#### [本格矯正の人の場合の還付金]

検査・診断料・・・43,200円

治療費・・・・・・・832,400円（一括の場合）

計875,600円（本格矯正にかかる総費用）

上記の値段を同年度（1/1～12/31まで）に支払った場合の医療費控除は  
875,600－（保険金などで補てんされる金額）－100,000＝775,600

※775,600円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率10%をかける

$775,600 \times 0.1 = 77,560$  ← 還付金

結局、医療費控除を利用すれば

798,040円で、矯正ができるということになります。

**課税所得330万円以上695万円未満の場合(所得税率20%)**

**[小児矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・427,000円(一括の場合)  
計470,200円(小児矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
470,200円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝370,200円

※370,200円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率20%をかける  
370,200円×0.2＝74,040円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

396,160円で、矯正ができるということになります。

**[本格矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・832,400円(一括の場合)  
計875,600円(本格矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
875,600円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝775,600円

※775,600円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率20%をかける  
775,600円×0.2＝155,120円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

720,480円で、矯正ができるということになります。

**課税所得695万円以上900万円未満の場合(所得税率23%)**

**[小児矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・427,000円(一括の場合)  
計470,200円(小児矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
470,200円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝370,200円

※370,200円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率23%をかける  
370,200円×0.23＝85,146円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

385,054円で、矯正ができるということになります。

**[本格矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・832,400円(一括の場合)  
計875,600円(本格矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
875,600円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝775,600円

※775,600円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率23%をかける  
775,600円×0.23＝178,388円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

697,212円で、矯正ができるということになります。

**課税所得900万円以上1,800万円未満の場合(所得税率33%)**

**[小児矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・427,000円(一括の場合)  
計470,200円(小児矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
470,200円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝370,200円

※370,200円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率33%をかける  
370,200円×0.33＝122,166円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

348,034円で、矯正ができるということになります。

**[本格矯正の人の場合の還付金]**

検査・診断料・・・43,200円  
治療費・・・・・・・832,400円(一括の場合)  
計875,600円(本格矯正にかかる総費用)  
上記の値段を同年度(1/1～12/31まで)に支払った場合の医療費控除は  
875,600円(保険金などで補てんされる金額)－100,000円＝775,600円

※775,600円が医療費控除の対象となる金額

この金額に所得税率33%をかける  
775,600円×0.33＝255,948円←還付金

結局、医療費控除を利用すれば

619,652円で、矯正ができるということになります。

あくまでも目安です。  
詳しくは税務署にお問合せ下さい。

手続きは最寄りの税務署にて行ってください。  
必要なものは、以下のものです。

- 給与所得の源泉徴収書
- 支払った医療費を証明する領収書
- 入院給付金などの保険金の金額が分かる書類
- 申告名義人の通帳
- 印鑑

☆その他詳細については、直接最寄りの税務署まで  
お問い合わせ下さい。

新見税務署……0867-72-0951 津山税務署……0868-22-3147  
玉野税務署……0863-31-2131 玉島税務署……086-522-3121  
高梁税務署……0866-22-2546(代表)  
瀬戸税務署……0869-52-1155 西大寺税務署…086-942-3815  
児島税務署……086-472-2630 倉敷税務署……086-422-1201  
久世税務署……0867-42-0450 笠岡税務署……0865-62-3111  
岡山西税務署…086-254-3411 岡山東税務署…086-225-3141